



令和4(2022)年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会
広報誌「いちご一会通信」(第12号～第15号)制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領



1 事業の目的

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会(以下「両大会」という。)の開催周知及び機運醸成のため、両大会の競技紹介や選手紹介、両大会に向けての広報活動や準備状況、両大会の開催状況や結果報告に関する情報等を発信する広報誌を制作することを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 業務名 | 令和4(2022)年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広報誌「いちご一会通信」(第12号～第15号)制作 |
| (2) 業務内容 | 別添1「令和4(2022)年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広報誌「いちご一会通信」(第12号～第15号)制作業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和5(2023)年2月28日まで |
| (4) 委託料限度額 | 5,039,513円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
(国体・障害者スポーツ大会局)
総務企画課 広報担当
電話：028-623-3845 FAX：028-623-3527
電子メール kokutai-kohokemmin02@pref.tochigi.lg.jp
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。) |

3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格があり、栃木県内に本社又は営業所があること。
- (3) 令和4(2022)年2月21日(月)から同年3月14日(月)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 4 (2022) 年 2 月 21 日 (月)
イ 実施内容等に関する質問書提出期限	令和 4 (2022) 年 2 月 25 日 (金)
ウ 質問に対する回答	令和 4 (2022) 年 2 月 28 日 (月)
エ 参加表明書の提出期限	令和 4 (2022) 年 3 月 3 日 (木)
オ 企画提案書の提出期限	令和 4 (2022) 年 3 月 14 日 (月)
カ 公募型プロポーザル選定委員会 (プレゼンテーション)	令和 4 (2022) 年 3 月 17 日 (木)
キ 審査結果の公表・通知	令和 4 (2022) 年 3 月 18 日 (金)

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和 4 (2022) 年 2 月 21 日 (月) から同年 3 月 3 日 (木) まで
イ 配布場所：2 (5) の担当所属で配布するほか、両大会公式ウェブサイトからダウンロードできる。

(3) 実施内容等に関する質問

公募型プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式任意）を令和 4 (2022) 年 2 月 25 日（金）15 時までに総務企画課広報担当宛てに電子メール又は FAX により提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に対し回答するとともに、競争上の地位等を害するおそれがあるものを除き、両大会公式ウェブサイト上で公表する。

(5) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式 1）及び確認書（様式 2）を作成し、令和 4 (2022) 年 3 月 3 日（木）15 時までに総務企画課広報担当宛てに持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 4 (2022) 年 3 月 14 日（月）15 時までに総務企画課広報担当宛てに辞退届（様式任意）を提出すること。

(6) 資格審査結果通知書の送付

4 (5) により提出された参加表明書等により資格審査を行い、全ての参加表明書提出者に対し令和 4 (2022) 年 3 月 7 日（月）までに電子メールにより通知する。

(7) 企画提案書の提出

4 (6) の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、仕

様書及び別添2「令和4(2022)年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広報誌「いちご一会通信」(第12号～第15号)制作業務委託 企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書を作成し、次により提出すること。

ア 提出期限：令和4(2022)年3月14日(月)15時まで

イ 提出場所：総務企画課広報担当(2(5))

ウ 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出部数：紙媒体10部(正本1部・副本9部)

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 実行委員会は、企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)に対し、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等は、全て提案者の負担とする。

カ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は、英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別添3「令和4(2022)年度いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会広報誌「いちご一会通信」(第12号～第15号)制作業務委託 審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日

令和4(2022)年3月17日(木)

イ 開催場所

栃木県庁北別館

ウ プレゼンテーションの所要時間

1 提案者当たり 20 分（説明 15 分・質疑 5 分）程度

エ その他

各提案者のプレゼンテーション開始時間及び会場は、後日通知する。

(3) 審査方法

審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、公募型プロポーザル選定委員会委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者（5 (5) のいずれかの場合に該当する者）を除き、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）とする。

イ 評価の総合点が最も高い者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を候補者とする。

なお、金額も同額の場合には、審査会において決定する。

ウ ア及びイに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が 2 (4) の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る公募型プロポーザル選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者に係る名称等については、両大会公式ウェブサイトで公表する。

7 契約の手続

(1) 候補者として選定された者といちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局（以下「県実行委員会」という。）との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った後、候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県実行委員会と随意契約による委託契約を締結する。

(2) (1)により委託契約を締結した者（以下「受託者」という。）に対する契約代金の支払いは、精算払いとする。

(3) 候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退

届を提出させるものとする。なお、この場合は、次順位の者を候補者とする。

- (4) 受託者は、本業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、県実行委員会と協議し、当該協議が整った場合のみ実施することができる。
- (5) 受託者が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。
- (6) 契約の締結後において、県実行委員会の地位が継承された場合には、本契約の当事者の地位も継承されるものとする。

8 その他

本プロポーザルは、令和4(2022)年度当初予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて有効に契約しうるものとなる。成立しなかった場合には、この手続きの変更（中止を含む。）を行うことがある。なお、この場合、参加者の損害は補償しない。